

自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要（令和6年度）

	税 目	課 税 物 件	税 率	6 年度 税 収（億 円）	備 考
国 税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600円/kℓ (本則税率：24,300円/kℓ)	20,180	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮 発 油	5,200円/kℓ (本則税率：4,400円/kℓ)	2,159 (うち地方譲与分 2,159)	・地方の一般財源として全額譲与
	石油ガス税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	80 (うち地方譲与分 40)	・税収の1/2は地方の一般財源として譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則税率：いずれも2,500円)	7,065 (うち地方譲与分 3,045)	・税収の一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・税収の431/1000は地方の一般財源として譲与
	石油石炭税	原油、石油製品、天然ガス、 石油ガス、石炭等	(本則税率) ・原油、石油製品 2,800円/kℓ (2,040円/kℓ) ・天然ガス、石油ガス等 1,860円/t (1,080円/t) ・石炭 1,370円/t (700円/t)	6,060	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	航空機燃料	13,000円/kℓ (本則税率：26,000円/kℓ)	462 (うち地方譲与分 142)	・空港整備財源及び地方空港対策費 (税収の4/13を地方の空港対策財源として譲与)
	電源開発促進税	一般送配電事業者等の 販売電気	375円/キロワット時	3,110	・電源立地対策、電源利用対策及び 原子力安全規制対策財源

(注1) 税収は、国税は予算額である。

(注2) 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は、租税特別措置法による当分の間税率である。

(注3) 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円（本則税率：24,000円）、地方揮発油税の税率については5,500円（本則税率：4,700円）となる。

(注4) 石油石炭税の税率は、租税特別措置法による特例税率である。

(注5) (令和5年度改正) 航空機燃料税の税率は、租税特別措置法による特例税率であり、令和7年4月からは15,000円/kℓ（税収の4/15を地方に譲与）、令和9年4月からは18,000円/kℓ（税収の2/9を地方に譲与）となる（令和10年3月末まで）。